

届書コード	処理区分	届書
2 2 1	8	

常務	事務長	係長	係

正

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

◎◎◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
 ※「申出をする方は、記入しないで大卒部分をご記入ください。事業主あて提出してください。」
 印欄は、記入しないで大卒部分をご記入ください。事業主あて提出してください。

①健康保険 被保険者証の記号		②健康保険 被保険者証の番号		給与 締切日	日	給与 支払日	当月 翌月	日	
⑦年金手帳の基礎年金番号				①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日			⑦種別
				(フリガナ) (氏) (名)		昭・ 5 年 月 日 平・ 7			1・2・3 5・6・7
⑨養育する子の氏名		⑩養育する子の生年月日		⑪育児休業等を終了した年月日		⑫従前の標準報酬月額			
(フリガナ) (氏) (名)		平成 年 月 日		平成 年 月 日		健 千円 厚 千円			
報 酬 月 額				⑬支払基礎日数17日 以上の月の報酬月 額の総計		⑭改定年月		⑮備 考	
⑯ 算定対象月の報 酬支払基礎日数	⑰ 通貨による ものの額	⑱ 現物による ものの額	⑲合計	⑳平均額		㉑修正平均額		〔 遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月 〕	
月 日	円	円	円	円		円			
月 日	円	円	円	円		円			
※⑤ 決定後の 標準報酬月額				⑳ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を 開始していませんか。 申出される被保険者の方が記入 (☑) してください。 (注) 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休養 を開始した場合は、当該申出はできません。				㉒ 開始していません ㉓ 開始しました	
健	千円							送	
厚	千円			信					

社会保険労務士の提出代行者印

㊸

受付日付印

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

〒 -

(事業主) 事業所所在地

(事業主) 事業所名称

事業主氏名 ㊸

電話番号 () -

健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条の規定による申出をします。

健康保険組合理事長 あて

平成 年 月 日提出

〒 -

(申出人) 住所

氏名 ㊸

電話番号 () -

副

健康保険 育児休業等終了時標準報酬月額改定通知書

①健康保険 被保険者証の記号		②健康保険 被保険者証の番号		給 与 締 切 日	日	給 与 支 払 日	当 月 翌 月	日	
⑦年金手帳の基礎年金番号				①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日			⑦種別
				(フリガナ) (氏) (名)		昭・ 5	年	月	日
						平・ 7			1・2・3 5・6・7
④養育する子の氏名		④養育する子の生年月日		④育児休業等を終了した年月日		⑤従前の標準報酬月額			
(フリガナ) (氏) (名)		平成 年 月 日		平成 年 月 日		健 千円			
						厚 千円			
報 酬 月 額				⑤ 支払基礎日数17日 以上の月の報酬月 額の総計		④改定年月		⑤ 備 考	
⑦ 算定対象月の報 酬支払基礎日数	⑧ 通貨による ものの額	⑨ 現物による ものの額	⑩ 合計					〔 遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月 〕	
月 日	円	円	円	円		年 月		円	
月 日	円	円	円	⑪平均額		⑫修正平均額		円	
月 日	円	円	円	円		円		年 月	
※⑤ 決定後の 標準報酬月額		送 信		⑬ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を 開始していません。 申出される被保険者の方が記入 (☑) してください。 (注) 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休養 を開始した場合は、当該申出はできません。				<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました	
健	千円								
厚	千円								

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

平成 年 月 日

〒	—
事業所所在地	
(事業主)	事業所名称
電話番号 () — 殿	

健康保険組合理事長 ㊟

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。
また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
なお、この処分の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、
処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を
受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。
ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えは提起できません。

2 この通知書を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知しなければなりません。